

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

### 赤磐市建設工事等最低制限価格の改正について

赤磐市では、入札・契約手続きの公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ効率的な事務の執行を図るため、下記のとおり規定の改正を行うこととしましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領の一部改正

##### (1) 主な改正内容

- ・最低制限価格の対象と最低制限価格の算定方法を次のとおり改めます。

改正前
<p>・最低制限価格基準率の算定方法</p> <p>第4条 建設工事における最低制限価格基準率（以下「基準率」という。）は、次の計算式により算出した率（小数点第3位以下を切り捨てた率）とする。ただし、その率が0.9 を超える場合にあっては0.9 とし、0.75に満たない場合にあっては0.75とする。</p> <p style="text-align: center;">（直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費×0.55） ÷ 工事価格</p> <p>2 前項の基準率に拠ることが適当でないと認める場合については、前項の規定にかかわらず、0.75とすることができる。</p> <p>3 解体工事については、前各項の規定にかかわらず、0.7とすることができる。</p> <p>4 建設コンサルタント業務等における最低制限価格基準率は0.70とする。</p>
改正後
<p>・最低制限価格基準率の算定方法</p> <p>第4条 建設工事における最低制限価格基準率（以下「基準率」という。）は、次の計算式により算出した率（小数点第3位以下を切り捨てた率）とする。ただし、その率が0.92 を超える場合にあっては0.92とし、0.75に満たない場合にあっては0.75とする。</p> <p style="text-align: center;">（直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費×0.68） ÷ 工事価格</p>

2 (削除)

3 (削除)

2 建設コンサルタント業務等における最低制限価格基準率は0.70とする。

(2) 施工年月日

令和8年7月1日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知するものについて適用します。